

鳥取港放置船舶廃棄処理業務（産業廃棄物）仕様書

1 業務名

鳥取港放置船舶廃棄処理業務（産業廃棄物）

2 業務の目的

鳥取港 7 号北野積場の放置船舶 2 隻が港湾管理上の支障となっているが、そのうちの 1 隻を鳥取県（以下「委託者」という。）が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に基づき、収集・運搬、中間処理及び最終処分（以下「処分等」という。）することを目的とする。

3 業務の内容

（1）処分等

放置船舶（網師本丸）及び同船舶に起因すると認められる物品（以下「放置船舶等」という。）を、法に基づき、一般廃棄物、産業廃棄物及び液状廃棄物に分別の上、産業廃棄物の収集・運搬及び処分等を行う。

なお、液状廃棄物の収集・運搬、処分は、別途業務で行い、業務分担は下表のとおりとするので、留意するとともに別途業務の受託者と十分調整を行うこと。

区分		一般廃棄物			産業廃棄物			液状廃棄物			報告
業務内容	種別	分別	収集 運搬	処分	解体 分別	収集 運搬	処分 等	分別	収集 運搬	処分 等	産業廃棄 物管理票
		●			●	●	●	●			●
別途 業務	一般廃棄物 処理業務		○	○							
	液状廃棄物 処理業務								○	○	○

本業務の対象は、放置船舶等とする。具体的には、放置船舶並びに、放置船舶内の物品、放置船舶と繋がれた物品等の物品である。

また、現地着手に先立ち、船舶を確認し、P C B、アスベスト等有害物質の発生が懸念される場合は、鳥取県鳥取港湾事務所長（以下「委託者」という。）と協議したうえで分析等調査を行い、必要に応じて適正処分を行うこと。なお、これらの経費は変更契約で計上する。

産業廃棄物の処分等にあたっては、受託者等の産業廃棄物処理施設（以下「廃棄物受入場所」という。）まで運搬し、適正に最終処分を行うこと。

産業廃棄物は積替えを行わないこととする。また、できるだけリサイクル処理（再資源化等マテリアル・リサイクル、R P F 燃料等サーマル・リサイクル等）を行うこと。

（2）処分数量の管理

放置船舶等から排出される廃棄物は、廃棄物の区分、品目別に分別すること。また、このうち処分等を行う産業廃棄物の数量については、品目別にマニフェストで管理すること。

4 本業務の対象とする放置船舶

鳥取港 7 号北野積場の放置船舶 1 隻(網師本丸)を対象とし、概要は下記のとおりである。
また、船舶の位置は別添 A のとおりである。

- ① 船名 網師本丸
- ② サイズ 型長さ 11.50m、型幅 2.31m、型深さ 0.83m、総トン数 4.93
(粗実測) 全長約 14.9m、全幅約 3m、全高約 3.2m
(全高は、ピーク to ピーク)
- ③ 外観 別添 B 写真参照

5 履行場所

鳥取港 7 号北野積場においては、液状廃棄物を抜取り・保管する。また、必要に応じて、本船を陸送できるサイズに切断する。

その際、廃油漏れには十分注意することと、7 号北野積場は 1 部を港湾利用者に使用許可している(別添 C 参照)ため、許可済みのエリア(陸揚げ船舶等あり)に悪影響を与えないよう留意して作業・保管すること。

その後、本船を受託者解体場所へ陸送して、解体分別後の産業廃棄物を受入場所へ運搬する。

6 履行期間

契約締結日から 60 日間。

但し、現場着手日は委託者が指定する日とする。(9 (3) 参照)

また、令和 8 年 11 月 3 日までに対象船舶の所有者等より引き取りの申し出があった場合には、当業務は中止とする。

7 契約金額

入札金額を契約金額とする。

8 必要な産業廃棄物収集・運搬及び処理に係る許可及びマニフェストについて

- (1) 本業務は、法第 14 条第 1 項の規定による鳥取県知事又は鳥取市長の産業廃棄物収集運搬業の許可及び同条第 6 項の規定による鳥取県知事又は鳥取市長の産業廃棄物処分業の許可を受けている者に委託する。なお、廃プラスチック類、金属くず類及び木くず類に係る産業廃棄物収集運搬及び中間処理の許可を有すること。
- (2) 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。)第 10 条の 2 の規定により鳥取県知事又は鳥取市長が交付した許可証(以下「産業廃棄物収集運搬業許可証」という。)の写し及び規則第 10 条の 6 の規定により鳥取県知事又は鳥取市長が交付した許可証(以下「産業廃棄物処分業許可証」という。)の写しを、契約することとなった後直ちに、委託者に提出すること。
- (3) 受託者は、産業廃棄物収集運搬業許可証又は産業廃棄物処分業許可証のいずれかの記載事項に変更があった場合(許可の更新を含む。)は、直ちに委託者に当該許可証の写しを提出しなければならない。

- (4) 受託者は、文書による委託者の承認を得ないで、この契約の履行を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、法第 14 条第 16 項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- (5) 法第 12 条の 3 第 1 項に規定する産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）については以下のとおりとする。
- ア 委託者は、産業廃棄物の搬出の際、マニフェストを受託者に対して交付する。
- イ 委託者は、産業廃棄物に係るマニフェストの記載事項を正確に漏れなく記載することとし、マニフェストの記載事項に虚偽又は記載漏れがある場合は、受託者は、廃棄物の引取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を委託者に求め、修正内容を確認の上、産業廃棄物を引き取ることとする。
- ウ 受託者は、法に規定する期限までにマニフェストの写しを委託者に対して送付しなければならない。
- エ 処分終了時にあっては、マニフェスト D 票を発注者に送付するものとする。
- オ 最終処分終了時にあっては、マニフェスト E 票を発注者に送付するものとする。
- カ マニフェストの記入方法は法の定めによるものとする。

9 総則

- (1) 本業務の履行に当たっては、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）、規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和 58 年鳥取県規則第 18 号）その他の環境関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 法及び関係法令に基づく必要な許認可に関する手続は、受託者が行うこと。
- (3) 本業務は行政代執行法に基づいて実施するため、現場着手日は委託者が指定する日（「現場着手指定日」とし、行政代執行宣言の後、速やかに着手するものとする。このため、指定する日時に確実に着手できるよう準備しておくこと。また、関係官公庁への諸手続き並びに近隣地域等との必要な事前調整を行うこと。
- (4) 受託者は作業実施日の天候などを十分に把握して作業実施の可否を判断するなど、作業の安全に万全を期すること。
- (5) 現場においては、委託者の指示に基づいて着手すること。
- (6) 本業務の履行に必要な資材等（マニフェスト用紙を含む）は、受託者の負担において用意すること。
- (7) 緊急時の連絡体制をあらかじめ構築し、(3) の現場着手指定日までに委託者に対して提示すること。
- (8) 完了報告及び検査については以下のとおり取り扱うこととする。
- ア 受託者は、本業務を完了したときは、完了の日から 5 日以内に完了報告書を委託者に提出し、委託者は完了報告書を受領した日から 10 日以内に本業務の完了を確認するための検査を行う。
- イ 委託者は、アの規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を委託者に通知しなければならない。
- ウ 受託者は、アの規定にかかわらず、完了報告書を、収集運搬業務は、それぞれの運搬区

間に応じたマニフェストB 2 票、B 4 票、B 6 票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務はマニフェストE 票、又は電子マニフェストの最終処分終了報告で代えることができる。

(9) 委託料の支払については以下のとおり取り扱うこととする。

ア 受託者は、(8) イの通知を受理した後、委託者に委託料を請求する。

イ 委託者は、正当な請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払う。

ウ 委託者が正当な理由なくイに規定する期間内に支払を完了しないときは、受託者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を委託者に請求することができる。

(10) 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ文書により委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

(11) 守秘事項等については以下のとおり取り扱うこととする。

ア 受託者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密事項を漏らしてはならない。

イ 受託者は、本業務に従事する者並びに 8（4）に定めるところにより本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、アに定める事項を遵守させなければならない。

ウ 委託者は、受託者がア又はイに定める事項に違反し、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

エ アからウまでに定める事項は、本業務の履行期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(12) 受託者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについて、この仕様書に添付する「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(13) 委託者は、必要があると認めるときは、本業務の履行状況について調査し、受託者に対して報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

(14) 受託者又は再受託者が、法に係る次のいずれかに該当するときは、委託者はこの契約を解除できる。

ア 法第 14 条の 3 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、法第 14 条第 1 項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたとき。

イ 法第 14 条の 3 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、法第 14 条第 6 項に規定する産業廃棄物処分業の許可を取り消されたとき。

ウ 法第 14 条第 2 項の規定により、同条第 1 項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可の期間が満了し、許可の効力を失ったとき。

エ 法第 14 条第 7 項の規定により、同条第 6 項に規定する産業廃棄物処分業の許可の期間が満了し、許可の効力を失ったとき。

オ 法第 14 条の 3 の規定により、事業の全部又は一部の停止を命ぜられたとき。

カ その他、法の違反による処分を受けたとき。（ただし、法の違反による処分が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業に係るものに限る。）

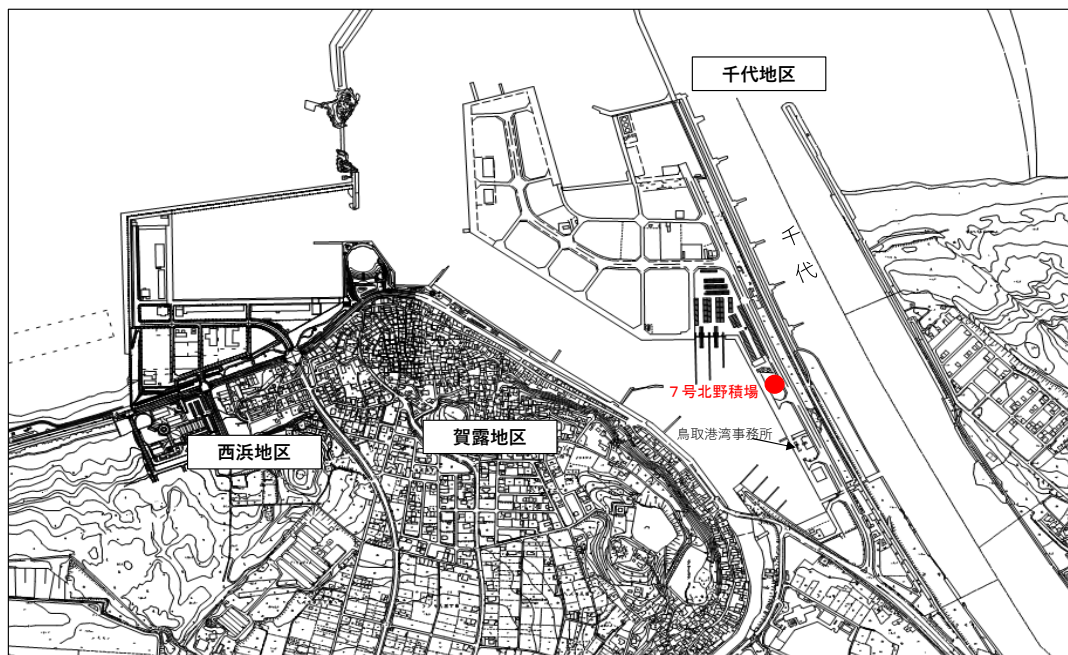
(15) 本業務は翌年度（令和 9 年度）への繰り越しは出来ないので、適切に工程管理を行うこと。

(16) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に関して疑義の生じた事項については、委託者と受託者がその都度協議して定めるものとする。

(17) 提出書類

番号	書類の名称	提出時期
1	産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び産業廃棄物処分業許可証の写し	契約することとなった後、直ちに
2	1の許可証の変更、更新	変更（更新）後、直ちに
3	マニフェストの写し	法に規定する期限内
4	再委託等承認依頼書	この契約の履行を第三者に委託し、又は請け負わせるとき

A. 位置図

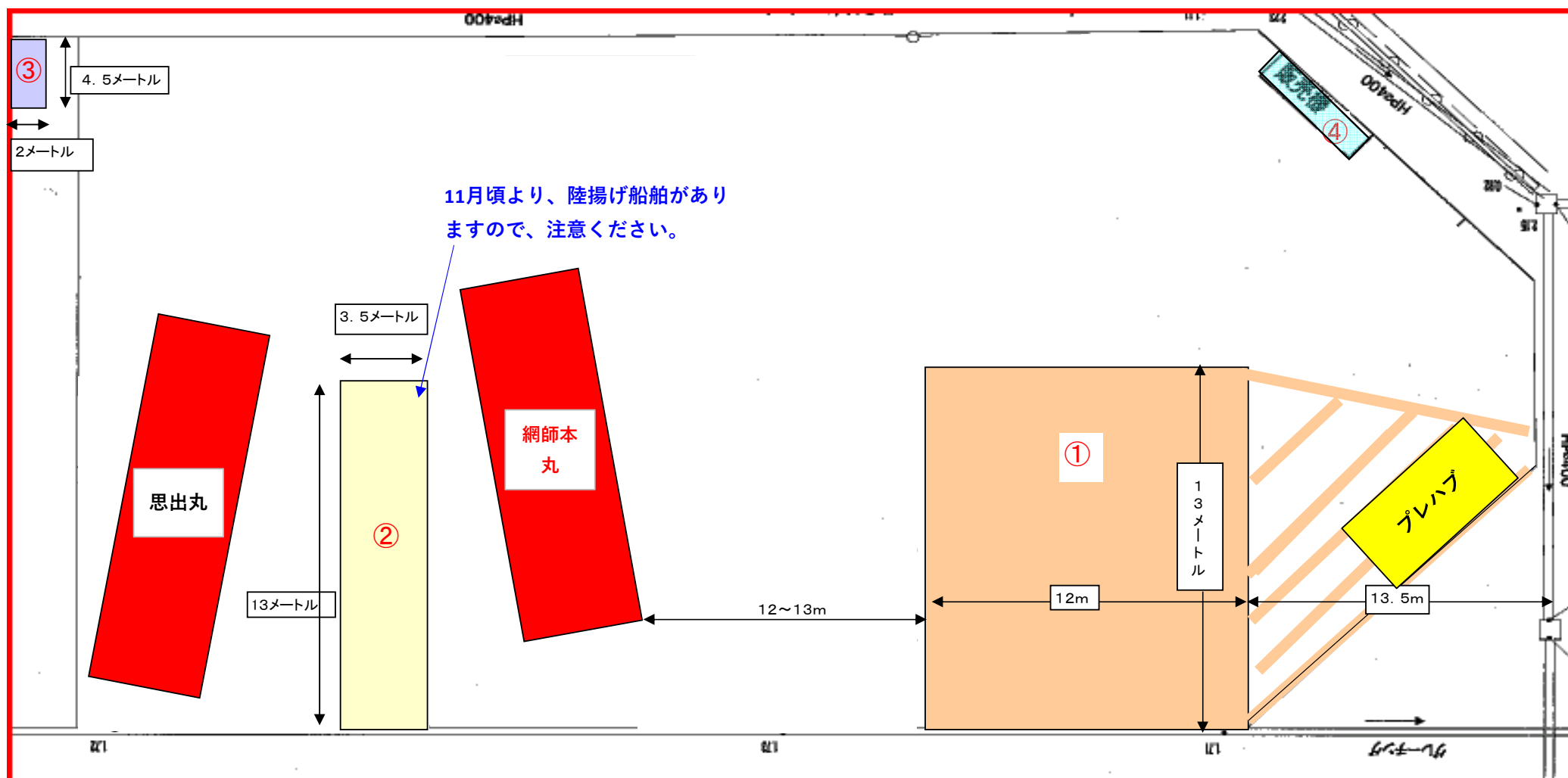


B. 船体写真



7号北野積場利用状況

(別添C)



※①～④: 港湾利用者への使用許可済みエリア

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外保有・利用の禁止）

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

（個人情報の引渡し）

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

（複製・複写の禁止）

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

（安全管理措置）

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（研修実施時における報告）

第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（個人情報の返還等）

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

（定期的報告）

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

（監査）

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

（損害賠償）

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（死者情報の取扱い）

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

（注）甲は鳥取県、乙は受託者をいう。